

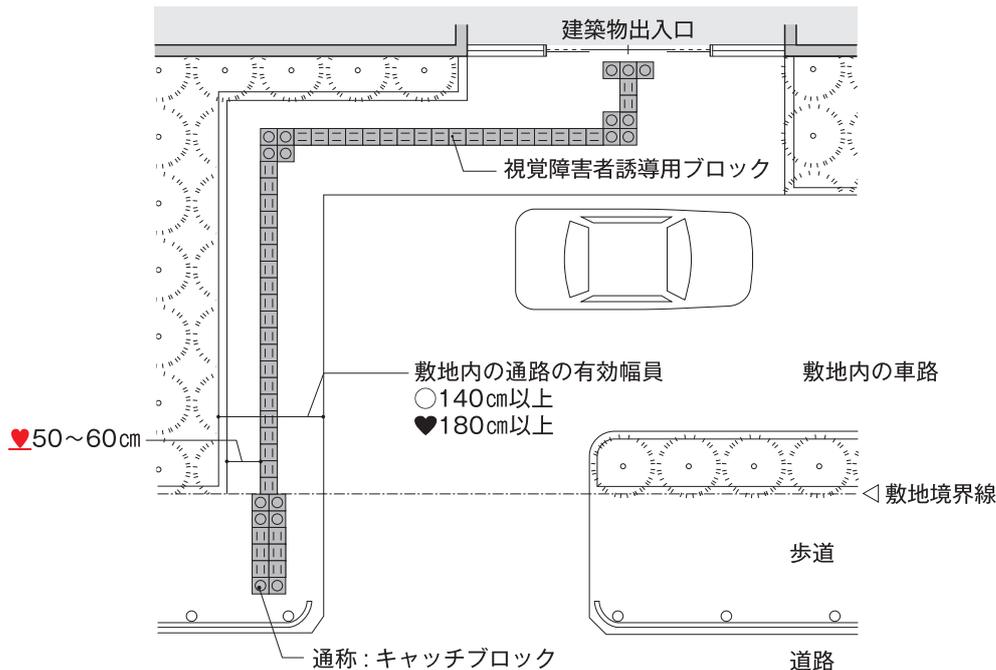
基本的な考え

敷地内の通路とは、道等から建築物の出入口までの通路や通り抜けのための通路などを指しています。全ての人が安全かつ円滑に建築物へアクセスできるよう手すり等を設置し、最低1以上の経路は、移動等円滑化経路として段を生じないようにする必要があります。

また、敷地内に車路がある場合は、敷地内の通路と交差しないような配置とすることや、車路に転落しないよう手すりを設置するなどの配慮が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア	表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる こと。	同左	2-1
イ	次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行う ために、16の項に定める構造の点状ブロック等を敷 設すること。	次に掲げる部分には、視覚障害者に対 し警告を行うために、点状ブロック等 (床面に敷設されるブロックその他こ れに類するものであって、点状の突起 が設けられており、かつ、周囲の床面 は彩度の差が大 きいことにより容易に識別できるもの をいう。)を敷設すること。(ただし、視 覚障害者移動等円滑化経路に限る。)	2-2
参考 (意見公募対象外)			
(7)	段の上端及び下端に近接する部分	段の上端に近接する部分(ただし、視 覚障害者の利用上支障がないものとし て国土交通省が定める部分を除く。)	2-2
(1)	車路に近接する部分	同左	
ウ	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものであ ること。	同左	
(7)	両側に、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
a	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設 けること。ただし、通行動線上その他やむを 得ず手すりを設けることのできない部分を除 く。	同左	
b	握りやすい形状とすること。	同左	2-3
c	手すりの端部には、傾斜部分から滑らかに延 長した水平部分を設け、その先端を壁面又は 下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4

図 2-1 敷地内の通路の整備例



仕上げ

整備基準 2-(1)-ア

- 路面の表面は乾いている状態でも濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ♥ 高齢者、障害者等の移動が困難となる砂利敷きや石畳など凹凸のある仕上げは使用しないことが望ましい。
- ♥ レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工することが望ましい。

敷地内の通路の端

整備基準 2-(1)-ウ-(イ)

- ♥ 高低差の生じる場合は、手すりの設置や、その前後に色等の対比により変化をつけることが望ましい。

キャッチブロックの敷設

整備基準 15-(1)

- 歩道上の視覚障害者誘導用ブロックの敷設については、別途、道路管理者（土木事務所等）との協議が必要となる。

移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

仕上げ

整備基準 2-(2)-ア

- 高齢者、障害者等の移動が困難となる砂利敷きや石畳など凹凸のある仕上げは使用しないこと。
- レンガやインターロッキング、磁器タイル等では目地部にも段差が生じないように施工する。

有効幅員

整備基準 2-(2)-イ

- 車いす使用者と歩行者が対面してすれ違うことができ、また、車いすが180度方向転換できる寸法として、手すりがあればその内法で140cmを確保する。
建築物内の廊下等の有効幅員との整合を図る。
- ♥ 道等から直接地上へ通ずる出入口に至る敷地内の通路の有効幅員は、車いす使用者同士が対面ですれ違うことができるよう有効幅員180cm以上とすることが望ましい。

車いすが転回できる場所

整備基準 2-(2)-ウ

- 支障なく車いすが転回するためには、有効幅員140cm以上必要となる。

戸の構造

整備基準 2-(2)-エ

⇒「4 出入口」を参照

排水溝

整備基準 2-(2)-イ、キ

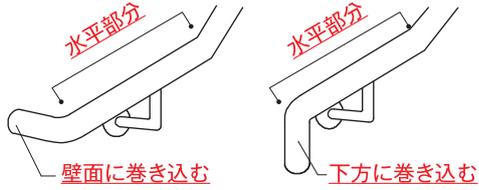
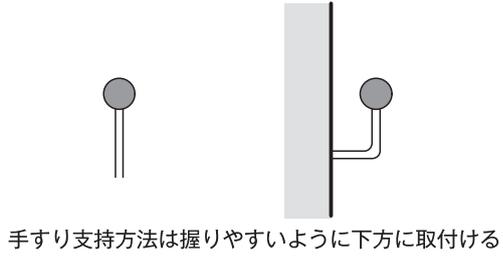
- 移動等円滑化経路が排水溝を横断する場合は、車いす使用者、杖使用者等の通行に支障がない構造のふたを設ける必要がある。
- 進行方向に沿って排水溝があり、段差が生じる場合は、その部分には有効幅員に含まない。
- 排水溝にふたをするなどして車いすが脱輪するおそれのない措置を施した場合は、当該部分も有効幅員に含むことができる。
- ♥ 排水溝は、移動等円滑化経路であるか否かにかかわらず、通行の妨げになる場所には設けないことが望ましい。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
	d 段がある部分の手すりは直線の形状のものとすること。ただし、建築物の構造上その他やむを得ない場合を除く。	同左	2-4
	e 手すりの傾斜部分の高さは、踏面の先端から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	2-2 2-4
	f 手すりの水平部分の高さは、路面から75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	＝	2-2 2-4
	(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことにより段を容易に識別できるものとする。	同左	2-5
	(ロ) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	同左	2-5
	(ハ) 回り段でないこと。	同左	2-5
	(ニ) けこみ板を	参考 (意見公募対象外)	2-5
	(ホ) 段鼻には、		2-5
エ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある傾斜路には、次に掲げる手すりを設けること。	同左	
	a 踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。	同左	2-6
	b 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。	同左	2-6
	c 握りやすい形状とすること。	同左	2-3
	d 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。	同左	2-3 2-4
	(イ) その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大ききことによりその存在を容易に識別できるものとする。	同左	2-6
	(2) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。	同左	
	ア 車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない仕上げとすること。	同左	2-1
	イ 幅は、140センチメートル以上とすること。	同左	2-1
	ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	同左	2-1

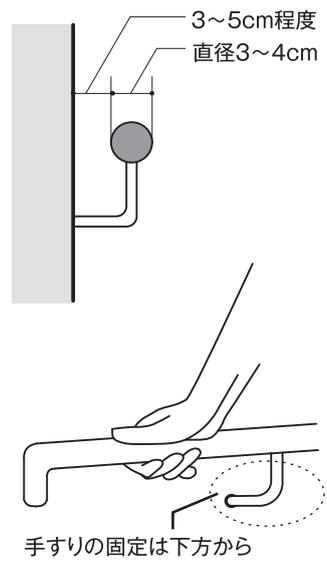
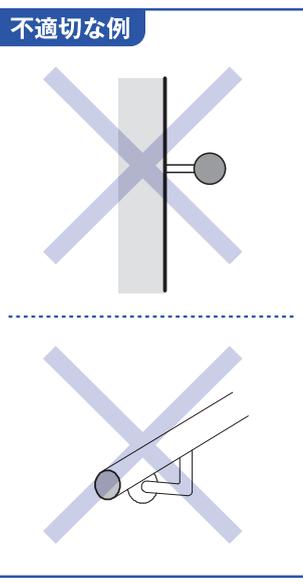
参考 (意見公募対象外)

	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図	
II マニユアル編 (1) 指定施設整備基準 建築物移動等円滑化基準 ア 共同住宅以外 2 敷地内の通路	工	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	同左	<u>2-1</u>
	オ	傾斜路は、次に掲げるものであること。	同左	
	(7)	幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、次に掲げる段に併設するものにあつては、100センチメートル以上とすること。	同左	<u>2-6</u> <u>2-7</u>
	a	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、120センチメートル以上	幅（当該幅の算定に当たっては、手すりの幅は、それぞれ10センチメートルを限度として、ないものとみなす。）が、75センチメートル以上とすること。	<u>2-7</u>
	b	けあげの寸法が、18センチメートル以下	同左	<u>2-7</u>
	c	踏面の寸法が、26センチメートル以上	同左	<u>2-7</u>
	(1)	勾配は、12分の1を超えないこと。	同左	<u>2-6</u> <u>2-7</u>
	(7)	高さが75センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。	同左	<u>2-6</u> <u>2-7</u>
	(I)	(1)工(7)に定める構造の手すりを設けること。	同左。ただし、高さが16センチメートル以下で、かつ、勾配が20分の1以下の傾斜路における転落のおそれがない部分を除く。	
		<u>(1)工(7)再掲載</u>		
	a	<u>踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設けること。ただし、通行動線上その他やむを得ず手すりを設けることのできない部分を除く。</u>	同左	<u>2-6</u>
	b	<u>手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</u>	同左	<u>2-6</u>
	c	<u>握りやすい形状とすること。</u>	同左	<u>2-3</u>
	d	<u>手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</u>	同左	<u>2-3</u> <u>2-4</u>
	(オ)	両側に、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がり部を設けること。	同左	<u>2-6</u> <u>2-7</u>
カ	傾斜路の前後には、長さ150センチメートル以上の水平部分を確保すること。	同左	<u>2-6</u>	
キ	排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造のふたを設けること。	同左	<u>2-1</u> <u>2-8</u>	

図2-3 手すりの形状、固定方法、端部納まり



○手すり端部は、衝突時の危険防止や服の袖の引っ掛かりを避けるため、壁面か下方などに曲げて納める。



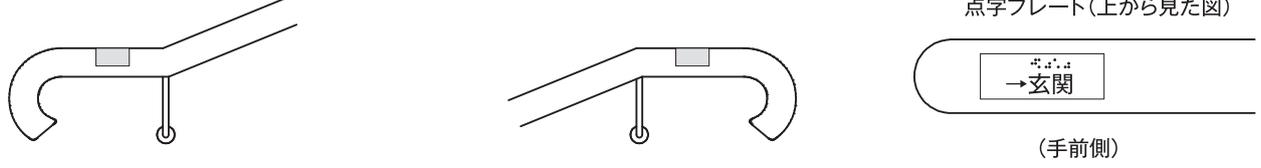
手すりの構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)、2-(2)-オ-(1)

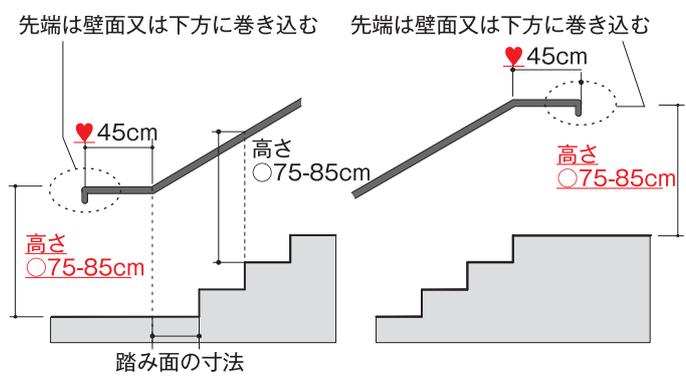
- ・手すりは、平たんな部分にあっては安全に身体を支え、休むことができる構造とする。
- ♥手すりの形状は、安全に身体を支えるために握る動作がしっかりとできる円形が望ましい。
- ♥円形の場合は、原則として、断面の直径を3～4cm程度とし、壁面と手すりのあきは3～5cm程度とすることが望ましい。

図2-4 手すりの構造（始末端部の構造など）

階段手すりに設けられた点字表示



手すり始末端部の水平部

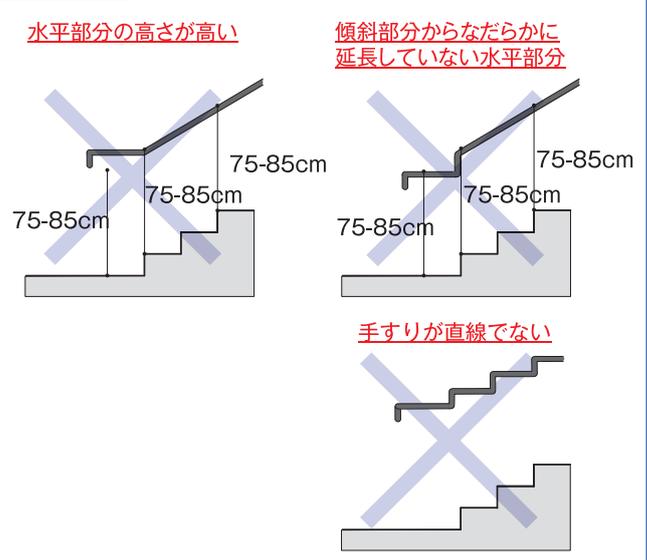


手すりの始末端部の構造

整備基準 2-(1)-ウ-(7)、2-(1)-エ-(7)、2-(2)-オ-(1)

- ・手すりの始末端部は、次の動作への移行をスムーズに行えるよう水平部分を設け、端部は壁面又は下方に巻き込む必要がある。

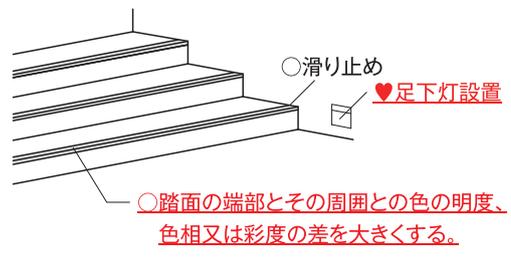
不適切な例



指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
<p>(3) 道等から利用居室、住戸又は住室までの経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における(1)の項(イ)及び(ウ)並びに(ウ)の規定の適用については、参考 (意見公募対象外) であるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>	<p>令第18条第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により(2)の規定によることが困難である場合における「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」を、「当該建築物の車寄せ」として適用する。</p>	

(参考：関連条文) 政令第16条、政令第18条第2項第7号・第3項、政令第21条第2項、平成18年告示第1497号第5、規則別表第1の2(2の項)、規則別表第5(2の項)

図2-5 段の構造



段を容易に識別できること

- 整備基準 2-(1)-ウ-(イ)**
- 段を容易に識別できるものとして、**踏面の端部**とその周囲との**色の明度、色相又は彩度の差**を大きくすること。
 - 段を識別しやすいよう十分な照明に配慮し、必要に応じ、足元灯等を設置するのが望ましい。

けこみ板の構造

- 整備基準 2-(1)-ウ-(ロ)**
- けこみ板を設けるとは、**段のけあげ部分**を板等でふさぐことで、足や杖がひっかかるのを防止するための規定である。
 - けこみは、2cm以下が望ましい。

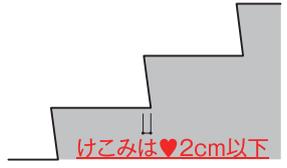
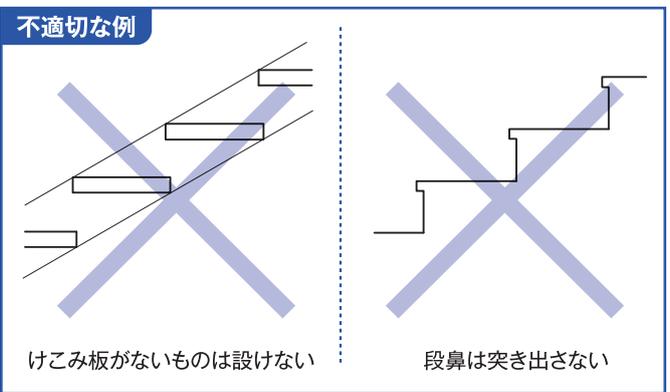
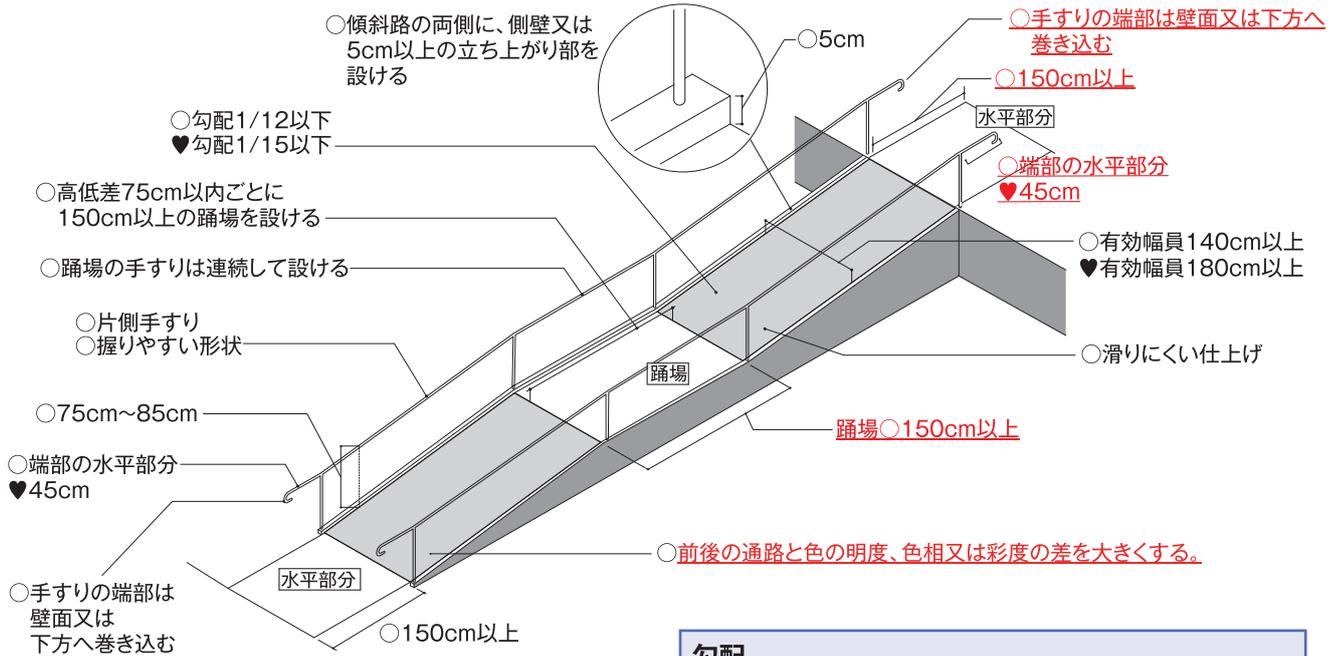


図2-6 傾斜路の基本的な構造



仕上げ

整備基準 2-(1)-ア

- 車いすは、勾配が急になるとスリップし、昇降が困難になるため、表面は滑りにくい仕上げとする。特に水に濡れても滑りにくいものを使用すること。

傾斜路の構造

整備基準 2-(1)-エ

- 傾斜がある部分には、原則として傾斜路の基準が適用される。ただし、車いすです静止し、又は円滑に転回できる安全で円滑な通行に支障のない程度の水勾配(1/50以下)の部分については、傾斜路の基準は適用しない。

勾配

整備基準 2-(1)-エ

- 車いす使用者が自力で傾斜路を登坂するには相当な体力を必要とする。また、下降する場合でも腕にかかる負担は大きい。水に濡れる等の条件が加われば困難度はより高まるため、勾配はできる限り緩くする。
- ♥車いすの通行を妨げないように、進行方向以外の側方へ傾斜させないことが望ましい。
- ♥屋外においては、雨天時等を考慮して1/15以下が望ましい。

傾斜路の識別のしやすさ

整備基準 2-(1)-エ-(イ)

- 傾斜路の上端・下端又は傾斜路全体を通路の他の部分と色の明度、色相又は彩度に差がある材料で仕上げる必要がある。

移動等円滑化経路を構成する傾斜路には以下の基準等も適用されます。

有効幅員

整備基準 2-(2)-オ-(ア)

- 途中で歩行者とのすれ違いが予想されるため、原則として、車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる寸法として140cm以上必要となる。



※傾斜路の有効幅員は手すりの内側となる。

- ♥車いす使用者同士でもすれ違うことができる寸法として、180cm以上あることが望ましい。

勾配

整備基準 2-(2)-オ-(イ)

- 1/12以下とする必要がある。

踊場の構造

整備基準 2-(2)-オ-(ウ)

- 傾斜行程が長い場合や、傾斜路の方向が途中で変わる箇所では、車いす使用者が途中で体勢を立て直すことができる水平な踊場が必要となるため、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること。

傾斜路の両側の構造(立ち上がり)

整備基準 2-(2)-オ-(オ)

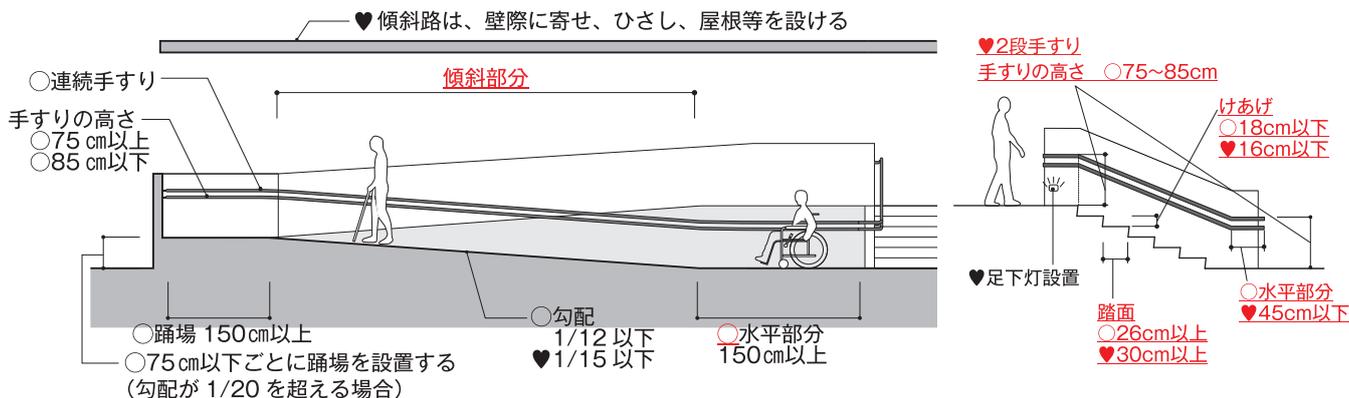
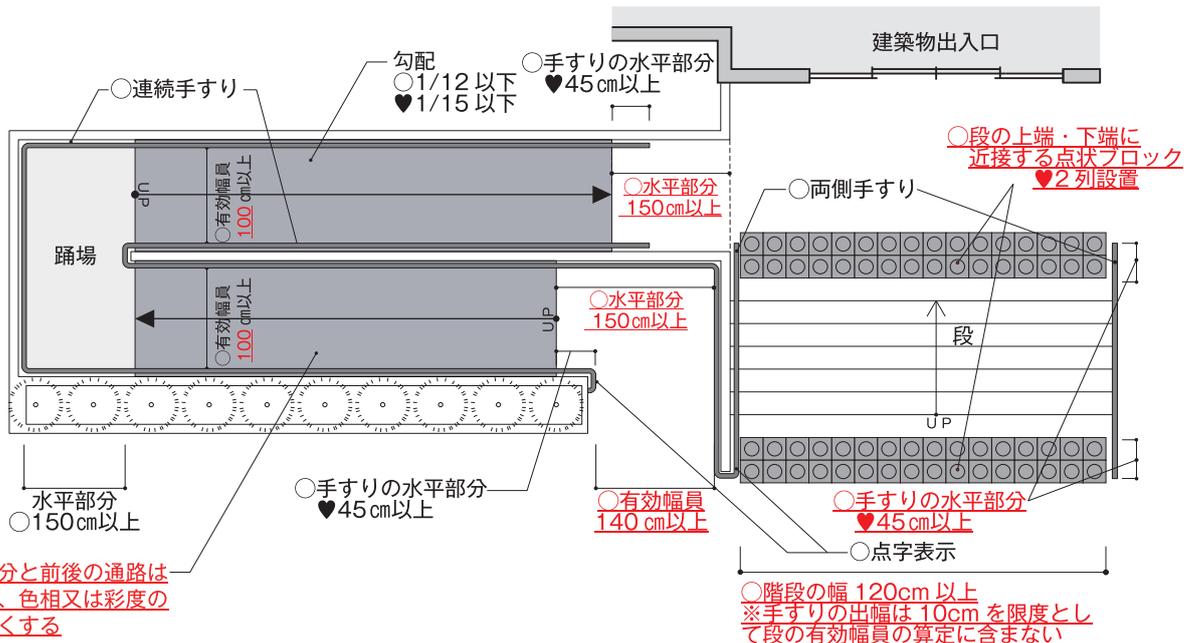
- 傾斜路の両側には、車いすが脱輪ないように、側壁又は5cm以上の立ち上がり部を設けること。

水平部分

整備基準 2-(2)-カ

- 通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、傾斜路の上端、下端、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも路面150cm以上の水平部分を確保する必要がある。

図2-7 敷地内の通路の傾斜路と段を設けた例



移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路には以下の基準等も適用されます。

段に併設する傾斜路の幅員

整備基準 2-(2)-ホ(ア)、7-(2)-ア

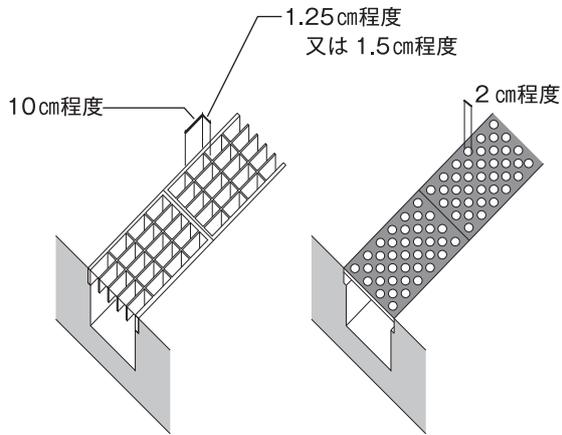
- 移動等円滑化経路に段がある場合は、傾斜路等が必要となる。
 - 傾斜路の有効幅員は、手すりの内側で140cm以上必要となる。
- ただし、併設する段が、幅120cm以上(手すりの出幅は、それぞれ10cmを限度として、ないものとみなす。)、けあげ18cm以下、踏面26cm以上の場合、傾斜路の有効幅員を手すりの内側で100cmとすることができる。



・登りながら曲がるのは大変なので傾斜路は直線にしてほしいです。

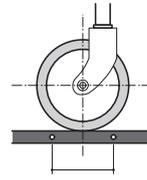
図 2-8 排水溝の整備例

車いすの前輪が落下しない排水溝のふた



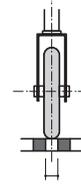
車いすの前輪が落下しない配慮寸法

車いすの前輪の大きさ



10cm程度の溝

手動車いす



ピッチ 1.25cm ~ 1.5cmの溝

電動車いす

